

川崎市放置自転車等の撤去、保管及び返還等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放置自転車等の撤去、保管及び返還等に関し、川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）及び川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(移動命令の方法)

第3条 条例第10条第1項に規定する命令は、口頭、警告札（第1号様式）の自転車等への取付け等により行うものとする。

(指導及び警告の方法)

第4条 条例第11条第1項及び第27条第1項に規定する指導及び警告は、口頭、警告札（第2号及び第3号様式）の自転車等への取付け等により行うものとする。

2 規則第6条及び第22条に規定する期間は、前項に規定する警告札等を取付けた後、取り外されることなく経過した期間により確認する。

(撤去の掲示)

第5条 条例第12条に規定する立看板等には、次の事項を記載するものとする。

(1) 撤去し、保管場所において保管している旨

(2) 撤去の根拠法令

(3) 撤去年月日

(4) 保管場所の名称及び位置

(5) 保管期間

(6) 引取り時間

(7) 引き取りの際に持参するもの

(8) 費用

(9) その他必要な事項

(保管場所)

第6条 保管場所の名称及び位置は、別表第1に定めるところによる。

(保管措置)

第7条 撤去自転車等は、原則として撤去した場所、撤去した日ごとに保管場所にまとめて保管する。

2 撤去自転車等には、速やかに整理番号を付するものとする。

(保管場所の返還業務日等)

第8条 撤去自転車等の保管場所における返還業務日及び業務時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 返還業務日 火曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、3日及び12月29日から12月31日までを除く。

(2) 返還業務時間 火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時までとする。

(自転車等の返還及び撤去保管費用)

第9条 市長は、規則第10条第3項に規定する放置自転車等引取申出書の提出を受けたときは、自転車等の鍵、身分証明書、委任状等を提示又は提出させ、本人又は代理人であることを確認するものとする。

2 放置自転車等引取申出書に基づき、自転車等を確認のうえ、規則第11条に定める撤去、保管に要した費用を納付させた後、自転車等を返還するものとする。

(所有権放棄の申し出)

第10条 市長は、撤去自転車等の利用者等から当該自転車等に係る所有権を放棄する旨の申し出があった場合は、所有権放棄申出書(第4号様式)を提出させるよう努めるものとする。

(利用者が引き取らない自転車等の取扱い)

第11条 市長は、撤去自転車等のうち、引取りのない自転車等については、条例第14条の規定により売却又は廃棄等の処分をするものとし、売却した場合の代金については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第3項の規定に基づき、市長が歳計外収入として保管し、放置自転車等の利用者が引取りにきた場合に返還するものとする。

2 前項の規定により売却代金の返還を受けようとする者は、放置自転車等の売却代金返還申請書(第5号様式)により請求するとともに、条例第13条に規定する撤去、保管等の費用を納付しなければならない。

3 第1項の廃棄等の処分については、外国への無償供与、公共の業務その他公用的な業務のために再利用する場合を含むものとする。

(保管代金の市への帰属)

第12条 前条第1項に規定する市長が保管する売却代金は、条例第12条第1項の告示の日から起算して6月を経過してもなお返還することができないときは、市に帰属する。

(市の免責事項)

第 13 条 保管場所において、震災、風水害等の天災その他直接市の責任に帰することができない事故により損害が生じても、市長はその責めを負わない。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 21 年 1 月 1 日以前に撤去した自転車等の保管及び返還は、平間自転車等保管所で平成 21 年 2 月 15 日まで行う。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 28 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

自転車等保管所

	名称	位置
1	塩浜陸橋下自転車等保管所	川崎区塩浜 4 丁目 3 番 15 号
2	日進町自転車等保管所	川崎区日進町 35 番 3 ほか
3	今井西町自転車等保管所	中原区今井西町 1 番 47 号
4	坂戸第三京浜高架下自転車等保管所	高津区坂戸 2 丁目 18 番 21 号
5	有馬自転車等保管所	宮前区有馬 8 丁目 7 番 1 号
6	登戸陸橋高架下自転車等保管所	多摩区登戸新町 345 番地
7	上麻生山口自転車等保管所	麻生区上麻生 3 丁目 18 番 12 号